

## 日本商品先物取引協会・相談センターからのお知らせ

### この4月1日より、紛争仲介のご利用は有料となります。

日本商品先物取引協会・相談センターでは、本年4月1日より、紛争仲介制度についてあっせん・調停を連続して行う方式に切り替え、迅速な解決を図ることとしています。これに伴い、紛争仲介については無料でご利用いただいておりますが、紛争仲介制度の安定的な運営を図る観点から、利用者の方々に一定の費用をご負担いただくこととなります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、苦情相談につきましては、従来どおり無料で行います。

### 紛争仲介に係る手数料について

紛争仲介においてご負担いただく手数料には、次に掲げるとおり、3種類( 申出手数料、 期日手数料、 成立手数料)あります。

なお、当該手数料につきましては、以下の点にご留意ください。

誤って納入された場合を除き、返還できません。

相談センターが指定する口座へお振込みいただきます。(現金での納入は扱えません。)

なお、振込手数料は各自ご負担いただくこととなります。

**申出手数料** 1件 一律10,000円(消費税込)

申出手数料は、紛争仲介の申出の際に申出人の方にご負担いただくもので、紛争の額に関係なく一律10,000円(消費税込)です。紛争仲介の申出が受理されずと申出の受理通知が郵送されます。

**期日手数料** 初回期日分は無料、第2回目以降の負担額は1期日15,000円(消費税込)

紛争仲介が行われるごとに期日手数料がかかります。初回の期日分は相手方会員が全額負担しますので、申出人の方は無料ですが、第2回目以降の分から当事者各自に期日手数料として15,000円をご負担いただきます。

### 成立手数料

紛争仲介により和解が成立し、事案が解決したときは、申出人の方に紛争解決金額に応じて下記に掲げる所定の成立手数料をご負担いただきます。

紛争解決金額		成立手数料
100万円以下		10,000円
100万円超	500万円以下	50,000円
500万円超	1,000万円以下	100,000円
1,000万円超	3,000万円以下	200,000円
3,000万円超		300,000円

(本発表資料のお問い合わせ先)

日本商品先物取引協会・相談センター 紛争仲介受付窓口

電話: 03 - 3664 - 6244 (直通)

〒103 - 0016 東京都中央区日本橋小網町9 - 4 日商協ビル4階